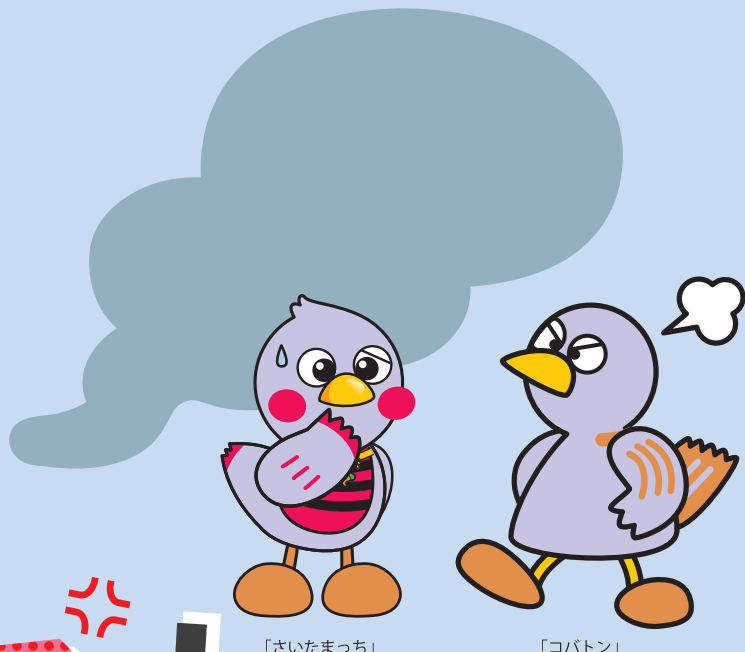


その

喫煙

困っている人がいるかも。

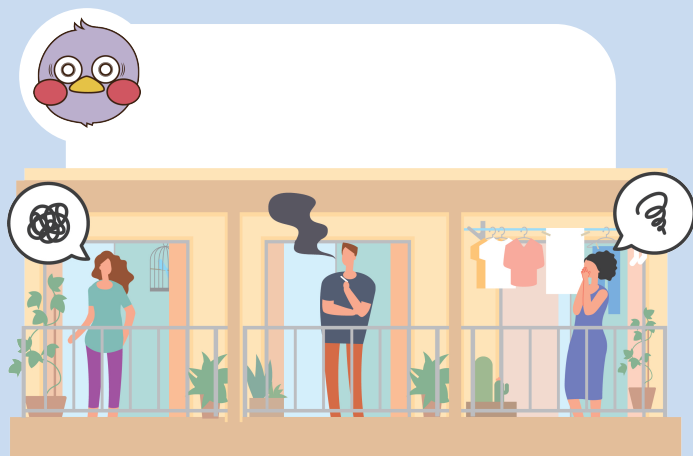


「さいたまっち」

「コバトン」



人通りが多い場所



庭先やベランダ

屋外や家庭でも
周囲の状況に配慮しましょう

健康増進法で喫煙者は「喫煙する際の周囲への配慮」が義務になっています。



喫煙する際の周囲への配慮義務とは

健康増進法では、屋外での喫煙(※)に関し、喫煙者や灰皿の設置者は望まない受動喫煙を生じさせないように配慮しなければならないとされています。

※病院、学校、行政機関等の敷地内は、屋外も禁煙です。

健康増進法 第27条

喫煙者の配慮義務

「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない(抜粋)」

灰皿設置者の配慮義務

「喫煙することができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない(抜粋)」

加熱式たばこも、紙巻きたばこ同様に健康影響を引き起こす恐れがあり、配慮義務の対象です。

他にも健康増進法に関することについては、厚生労働省ホームページを御確認ください。



健康増進法に関すること(厚生労働省)

厚生労働省ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙 🔍



具体的にどんな配慮をすればいいの？

(例) 喫煙する場合は、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする

駅の周辺、多くの人を利用する施設の周辺、公園など人通りが多い場所での喫煙は控えましょう。



(例) こどもや妊婦、患者など特に配慮が必要な人がいる場所では喫煙をしない

受動喫煙は、こどものぜんそくや中耳炎を引き起こすと言われています。

また、妊婦への影響として、切迫早産、低出生体重、胎児発育遅延のリスクも指摘されています。

喫煙をする場合は、周囲の状況を確認しましょう。



(例) 灰皿を設置する場合は、人が多く集まる場所に置かない

店舗の出入口付近や、歩道の近くに灰皿を置かないようにしましょう。



受動喫煙防止啓発動画

埼玉県では、路上やベランダなど屋外における受動喫煙防止を啓発する動画を作成しました。路上やベランダなど屋外における望まない受動喫煙防止の動画は、二次元コードから御覧いただけます。

周りへの気遣いを忘れずに！
**なくそう！
望まない
受動喫煙**



YouTube・
埼玉県公式チャンネル
(サイタマどうが)